〇鹿沼市交通安全対策条例 (抜粋)

平成11年6月21日条例第16号

改正

平成12年12月22日条例第34号 平成17年9月30日条例第31号 平成24年9月28日条例第30号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 交通安全対策審議会(第5条)

第3章 違法駐車及び自転車等の放置の防止対策(第6条-第13条)

第4章 交通安全対策の推進(第14条—第18条)

第5章 雑則(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の趣旨に基づき、本市における 交通安全対策の推進を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。 中略

第3章 違法駐車及び自転車等の放置の防止対策

(自転車放置の防止対策)

- 第7条 市は、道路、公園、駅前広場その他の公衆の通行の用に供する場所又は公衆の集まる場所 (以下「公共の場所」という。)における自転車の放置(自転車が自転車駐車場以外の場所に置 かれ、その利用者が直ちに移動できない状態にあることをいう。)に起因する交通障害を防止し、 良好な生活環境を確保するため、自転車の放置禁止区域の指定その他必要な措置を講ずるものと する。
- 2 自転車の利用者は、公共の場所に自転車を放置してはならない。
- 3 官公署、駅その他自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の ために必要な自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。
- 4 市長は、公共の場所における自転車の放置により良好な生活環境が阻害され、又はそのおそれがあると認めるときは、当該場所の全部又は一部を自転車の放置禁止区域に指定することができる。

(放置自転車に関する措置)

- 第8条 市長は、公共の場所に自転車を放置する者に対し、当該自転車を移動するよう指導することができる。
- 2 市長は、公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車を市長があらかじめ定めた場所に撤去し、保管することができる。
- 3 市長は、前項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、その旨を告示しなければならない。この場合において、保管した自転車の利用者等の確認ができるときは、市長は、当該利用者 等に対し、保管を始めた日時及び場所を通知しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、これらに要した費用1,000円を 当該自転車の返還を受けようとする者から徴収することができる。ただし、市長が特別な理由が あると認めるときは、この限りでない。
- 5 市長は、第2項の規定により撤去し、保管した自転車につき、第3項前段の規定による告示の 日から起算して1月を経過してもなお引取りのない場合においてその保管に不相当な費用を要す るときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55 年法律第87号)第6条第3項の規定により当該自転車を売却し、その売却した代金を保管するこ

とができる。この場合において、当該自転車につき買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車につき廃棄等の処分をすることができる。

- 6 第3項の告示の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した自転車(前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車の所有権は、市に帰属する。
- 7 前条及びこの条に定めるもののほか放置自転車の防止対策に関し必要な事項は、規則で定める。 (自転車駐車場の設置)
- 第9条 市は、自転車の利用者の利便に供するとともに、自転車の放置を防止し、都市の美観及び 良好な交通環境を保持するため、自転車駐車場を設置する。
- 2 自転車駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者による管理)

- 第10条 次に掲げる鹿沼駅前自転車駐車場(以下「駅前駐車場」という。)の管理に関する業務は、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定す る指定管理者をいう。)に行わせるものとする。
 - (1) 駅前駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (2) その他市長が定める業務

(供用時間)

第11条 駅前駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までの間で市長が定める。

(自転車駐車場の利用)

- 第12条 自転車駐車場の使用料は、無料とする。
- 2 自転車駐車場に駐車できる車両は、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、 同項第11号の2に規定する自転車その他市長が特に認める車両(以下「自転車等」という。)と する。
- 3 自転車駐車場を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 自転車駐車場の施設若しくはその附帯設備又は駐車中の他の自転車等を破損し、又は汚損すること。
 - (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、自転車駐車場の管理に支障を来すおそれのある行為をすること。
- 4 自転車駐車場の施設又はその附帯設備に損害を与えた者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 5 自転車駐車場内において駐車中の自転車等が盗まれ、又は損傷する等の事故が発生しても、当 該事故の発生が市の責めに帰すべき理由によるものでないときは、市は、その責めを負わない。
- 6 市長は、自転車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(自転車駐車場における放置自転車に関する措置)

第13条 市長は、1月を超えて自転車駐車場内に放置された自転車等及びその利用者に対し、第8条と同様の措置を講ずることができる。

中略

別表 (第9条関係)

The state of the s	
名称	位置
鹿沼駅前自転車駐車場	鹿沼市上野町97番地4
東武板荷駅構内自転車駐車場	鹿沼市板荷223番地2
新鹿沼駅西口自転車駐車場	鹿沼市鳥居跡町1472番地 1